

○一宮町ホームページへの有料広告掲載に関する要綱

平成19年 2月16日

告示第 6 号

平成20年12月25日告示第72号

平成21年 3月30日告示第27号

平成26年 3月31日告示第34号

平成29年 3月31日告示第48号

令和 2年 5月 1日告示第54号

令和 4年 7月 8日告示第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一宮町の保有する財産を有効に活用するとともに、自主財源の強化のために、一宮町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に有料広告（以下「広告」という。）を掲載するにあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告」とは、町ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告掲載の内容)

第3条 町ホームページに掲載することができる広告は、その内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に係るもの又はこれに類するもののうち、青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政党若しくは政治又は宗教若しくは思想に関するもの
- (5) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (6) 青少年保護又は消費者保護の観点から適切でないもの

- (7) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (8) 暴力団その他社会的団体が関与するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか町長が広告掲載として適当でないと認めるもの
(広告掲載の位置)

第4条 広告掲載の位置は、町ホームページ上で指定した場所とする。

(広告の種類・規格)

第5条 広告の種類は、バナー広告とし、その規格は1枠当たり次の各号のとおりとする。

- (1) 大きさ 天地60ピクセル、左右150ピクセル
- (2) 容量 50キロバイト以内
- (3) 形式 GIF、JPEG又はPNG形式(アニメーションGIFを除く。)

(掲載期間及び枠数)

第6条 広告の掲載期間は、原則として月の初日から末日までの1ヶ月を単位とし、最大12か月まで連続して掲載できるものとするが、年度を越えることはできない。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 広告掲載枠数は、最大20枠とする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は公募とし、広報等を通じて希望者を募るものとする。

2 募集枠数の状況に応じて随時募集を行う。なお、枠数が埋まった時点で終わるものとする。

(掲載料金)

第8条 掲載料は、1枠あたり1箇月5,000円とする。

2 国、地方公共団体及びその外郭団体等が非営利目的で広告を行う場合等又は町長が特別な理由があると認めるときは、掲載料を減免することができる。

(掲載申込み)

第9条 広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、一宮町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない

い。

- (1) 業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）広告主が個人の場合は、身分証明書等
- (2) 市区町村税等について未納の税額がない旨の証明書
- (3) 画像データを印刷したもの
(掲載決定)

第10条 町長は、前条第1項の申込書を受け付けたときは、第3条に規定する基準に基づき、掲載の可否を決定し、広告主に一宮町ホームページ広告掲載許可（不許可）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、広告主が第6条第2項に規定する掲載数を超えるときは、次の順により決定するものとする。なお、同順位のものの中には、先着順とする。

- (1) 国、県、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 企業のうち公共的性格のあるもので、町内に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもの以外の企業及び自営業で、町内に事業所等を有するもの
- (4) その他広告として掲載することが適当であると町長が認めるもの

3 前項に掲げるもののほか、広告主が第6条第2項に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料の納入)

第11条 広告の掲載料は、掲載決定後、町長が指定する期日までに町の発行する納付書により広告掲載料を一括して前納するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿及び電子データの作成経費並びに破損等による修復に係る経費（町の責めによる場合を除く。）は、広告主の負担とする。

(広告内容等の変更)

第13条 町長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のページ内容等が法令に違反してい

るとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を指示することができる。

2 広告主は、広告掲載の申込み後及び広告掲載期間中にリンク先のページ内容等を変更する場合には、町と事前に協議しなければならない。

(掲載の取消し)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条の規定による広告の掲載の決定を、広告主への催促その他何らかの手続きを要することなく取り消すことができる。

- (1) 町長が指定する期日までに広告の原稿等を提出しなかったとき
- (2) 町長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
- (3) その他町長が、特に広告掲載に支障があると認めたとき

2 前項の規定により、掲載を取消しと認めたときは、一宮町ホームページ広告掲載決定取消通知書(様式第3号)により当該広告主に通知するものとする。

(広告のデザイン)

第15条 バナー広告のデザイン及び色彩などは、町ホームページのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

(掲載の一時中止)

第16条 町ホームページへの広告掲載を実行した後、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主が適切な措置を講じるまでの間、町ホームページへの広告掲載を中止することができるものとする。

- (1) 広告表示からリンクを指示した箇所に広告主が管理するホームページが存在しなくなったとき
- (2) 広告表示からリンクを指示した箇所に存在するホームページについて広告主の管理が及ばなくなったとき

(掲載料の還付)

第17条 掲載の決定後、専ら町の責めに帰す理由により掲載ができなくなったときは、既納の広告掲載料金を還付するものとする。

2 前項の返還する料金の額は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

(掲載料金の不還付等)

第18条 掲載後、広告主の責めに帰すべき理由により、掲載が中止になったときは、既納の広告掲載料金は返還しない。

2 広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、町に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(免責事項)

第19条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止する場合にあっては、当該停止に係る料金の返還、損害の補償等を町に請求しないものとする。

(1) 町のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等に伴う停止

(2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他、町のコンピュータへの不正アクセス

(契約の解除)

第20条 広告主が、契約期間が満了する前に契約を解除し、広告の掲載を中止した場合、既に支払われた料金、設備投資、費用負担、逸失利益その他掲載者に生じた損害につき町は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月25日告示第72号)

(施行期日)

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日告示27号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第34号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第48号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月30日告示54号）

この告示は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（令和4年7月8日告示45号）

この告示は、公示の日から施行する。